

平成29年度第1回愛知県青少年保護育成審議会 会議録

- 1 日 時 平成29年7月10日（月）午後1時30分から午後3時5分まで
- 2 場 所 愛知県庁 本庁舎6階 正庁
名古屋市中区三の丸三丁目1-2
- 3 参加者 委員17名
説明のため、出席した者（社会活動推進課等）15名

4 審議の概要

【司会】

ただいまから、平成29年度第1回愛知県青少年保護育成審議会を開催させていただきます。

本日の審議会は、委員20名中17名が出席しておりますので、愛知県青少年保護育成条例施行規則第14条第2項に基づく定足数を満たしております。

また、本日の審議会は、愛知県青少年保護育成審議会運営要領3(1)に基づき、公開とされています。

それでは、開会にあたり鳥居県民生活部長から御挨拶申し上げます。

(鳥居県民生活部長挨拶)

【司会】

続きまして、事務局から委員の皆様方を御紹介させていただきます。

(事務局説明)

【司会】

それでは、議事を進めるにあたり、会長選出に移らせていただきます。

前回の委員の任期が5月31日までとなっておりますので、本審議会で改めて会長を選出する必要があります。

なお、会長の選出につきましては、規則第10条第1項の規定において、「審議会に会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。」とされております。

この互選について、委員の皆様方の御意見をいただきたいと存じますが、いかがでしょうか。

【委員】

(永井委員を推薦する旨の御発言)

【司会】

ただいま、永井委員の御推薦がございましたが、御提案のとおり、永井委員に会長をお願いしてよろしいでしょうか。

【委員多数】

異議無しのご賛同

【司会】

それでは、会長を永井委員にお願いしたいと思います。永井委員は、会長席にお移りください。

(席 移 動)

それでは、以降の議事の進行につきましては、会長にお願いしたいと存じます。

【会長】

(会 長 挨 拶)

最初に、本審議会運営要領3の(2)の規定により、本審議会では、「会議録を作成し、会長が指名する者2名が署名押印する」こととされております。

今回は、「池田美枝子委員と大木美衣委員」にお願いしたいと存じます。よろしくお願ひします。

(池田委員、大木委員了承)

それでは、議事を進めてまいります。

議事(1)の「会長職務代理者及び部会委員の指名」に入らせていただきます。規則第10条第3項の規定に基づく「会長職務代理者」の指名ですが、廣瀬君江委員にお願いしたいと思います。

廣瀬委員、いかがでしょうか。

(廣瀬委員了承)

ありがとうございます。廣瀬委員、一言、お願いできますでしょうか。

(廣瀬委員挨拶)

ありがとうございました。

次に、規則第15条第2項の規定による部会委員の指名でございます。

本審議会には、審議内容により、2つの部会が設けられておりますが、部会の内容及び部会委員の案について、事務局から説明をお願いします。

(事務局説明)

ただいま、事務局から説明がありましたが、委員の皆様方には委員名簿のそれぞれの部会に所属していただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

それでは、次へ進めさせていただきます。

次に、議事(2)少年非行の情勢について説明をお願いします。

(県警本部少年課説明)

ただいまの説明につきまして、御意見、御質問などがある方は、お願いします。

【委員】

私自身、少年非行を行った少年の付添人活動をしておりますので、質問させていただきたい点が2点ございます。

まず、表面1の不良行為少年の件数が平成27年と28年で大きく減っていますが、これは何か愛知県警察で対策をとられた結果と受け止めてよろしいのでしょうか。

【事務局】

大きく減った原因としては、深夜はいかい及び喫煙の減少が大きいです。深夜はいかいについては、スマートフォン等の急速な普及など、少年を取り巻く情報伝達環境の利便性が格段に向上し、街頭における少年の出現自体が減少したことも一因です。また、犯罪抑止対策等として、コンビニエンスストア等への立ち寄り警戒も強化し、深夜における駐車場でのい集等も減少しました。喫煙については、政府も含めた喫煙マナーの向上等により、少年の街頭における喫煙が減少したことや、たばこの価格自体が高騰したこと、コンビニエンスストア等での年齢確認が徹底されていることなど、たばこそのものの入手が困難になっていること等も理由として考えられます。なお、多くの警察官がサミット警戒に専従したことも原因の一つかと思われます。

【委員】

もう1点、裏面4の児童虐待の認知件数の認知はどのようにカウントしていると考えればよろしいでしょうか。

【事務局】

認知件数と申しますのは、いわゆる虐待の疑いのあるものです。例えば、通報等で警察が現場対応して、身体にあざがあるなどにより認知したものや、警察を訪れたりした方の相談から警察が認知したものの件数です。

【委員】

通報等で、警察が虐待として認定したものを計上しているかと理解すればよろしいでしょうか。

【事務局】

警察では認定をしていません。虐待と疑われるものです。例えば、いわゆる泣き声通報等ですが、近隣の方が子どもの泣き声を聞き、なんらかの問題がその家庭にあるのではないかと110番通報等を行うケースです。こういった事案で警察官が駆けつけて、夫婦のDVを子どもたちの前でやっていることを認めた場合など、心理的虐待として通告しています。

【会長】

他によろしいでしょうか。

事務局は、ただいまの委員からの御意見、御質問を今後の参考にさせていただきたいと思います。

次の議事(3)と(4)は、いずれも条例の運用状況の報告や条例調査の結果報告などについてであり、関連した案件となっておりますので、事務局から一括して説明していただいた後、委員の皆様方から御意見、御質問などをいただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。それでは、事務局から順次説明をお願いします。

(事務局説明)

【会長】

それでは、事務局からの説明がひと通り終わりましたので、ただいまの事務局の説明につきまして、御意見、御質問がある方はお願いします。

【委員】

資料No. 6の深夜における青少年の連れ出し等禁止違反について、平成26年、27年、28年と年々減ってきてはいるが、連れ出し禁止というのはどういうところから連れ出して送検するのか。例えば、カラオケボックス等、18歳未満は23時から入れないところに入っていて、検挙していくのか。数は減ってきてはいるが、見ていないところも多々あるかもしれない、どういうところを基準にして、違反等を見つけるのか教えていただきたい。

【事務局】

こういった事案は、様々な場面で認知しています。警察活動、特にパトロールでの少年補導や深夜にい集している者の職務質問などです。成人が理由なく、18歳未満の青少年を保護者の同意を得ずに連れ出している場合など、条例違反になります。こういった事例については事件化しています。

【委員】

「店舗から」ということは無いのか。

【事務局】

深夜の営業施設店舗内にいる場合も含まれます。

【会長】

他に何か御質問、御意見ございますでしょうか。

それでは、先に進めさせていただきたいと思います。

事務局は、ただいまの委員からの御意見・御質問等を今後の参考にしていただきたいと思います。

それでは、議事(5)その他に移ります。

折角の機会でございますので、委員の皆様方から、本日の議事にかかわらず、何かありましたらお願いします。

【委員】

NHKの教育テレビで夜8時から、ハートネットTVというのをやっています。これはすごく評判が良くて、今日の8時から「歌に生かされ歌に生きる」という内容を特集します。難病の障害者の男性演歌歌手が、奇跡の歌声で紅白歌合戦へ出て行くという内容を上映するので、青少年とはまた違いますが、観ていただければと思います。

【会長】

ありがとうございます。何か付け加えることありますでしょうか。

【委員】

福祉関係の番組をウィークデーの毎晩8時から30分放送しております。福祉というのはこれまで割と狭く捉えられがちだったのですが、どんどん領域を広げて、マイノリティの問題をはじめ、従来の福祉の枠組みで考えられる領域からもっと広く、色んな特性を持った人が共生できるようにという趣旨で、キャンペーン的なことも含めて放送しています。普段、メインストリームのメディアではやっていないことを取り上げているので、これを機会に是非御覧いただければと思います。

【会長】

ありがとうございました。他に何か御意見ございますでしょうか。

【委員】

去年も参加させていただきましたが、内容は去年の繰り返しとの印象があります。正直なところを申し上げますと、名だたる方が集まってせっかくこういう会を持っているのですが、結果としてお示しいただいていることはかなりもう片付いているレベルのもので、下手するとゼロというのもあります。

今日御説明いただいた内容よりも、特に携帯電話に関わるような問題をきちんと浮き彫りにして、問題を防いでいくためにはどういう活動をしたらいいのかということや、何を皆で話し合うような場面を設けていかないと、せっかくこの会に出ても、何をしに来たのか分からないなと思って帰ることになるのではないかと感じます。

携帯電話のことは、多分皆さん一番ピンポイントに問題だと思っています。どうしても立場的に販売店への働きかけという方向で動いている部分もあると思います。例えば、フィルタリングをかける子どもの電話機は他の大人が使うものよりも安く契約ができるようにすれば、安い方がいいじゃんということで正しい契約の数が増えるのかと思います。メーカーやソフト会社からするとそんなソフトを作ったら余計にお金がかかってしまうかと思うかもしれませんが、我々のようなこういう会から、こういうフィルタリングのかけ方をしたらどうですかとか、このところは子どもが見れない機械にちゃんと作ってほしいだとか、そういう要望をきちんと出していかないといけないのではないのでしょうか。それが実現するかしないかは、またその後の問題です。逆に、販売店から、こういう風になっていると良いよね、このところもうちょっと力を入れて欲しいというのを言わせても、もちろんいいと思います。まずは、この会の名前で、愛知県の総意として、こういう風にするべきじゃないですかということをメーカーとかソフト会社に提案していくという形がとれると、少し変わってくると思います。多分、これぐらいのメンバーの

人たちが集まれば、良い案が出てくるのではないかなと思います。

【会長】

ありがとうございます。まとめますと、この会ももっと提案型のものにしたほうがよいのではないかというコメントと理解させていただいてよろしいでしょうか。事務局の皆様から、何かございますでしょうか。

【事務局】

御提言ありがとうございます。交流サイト、コミュニティサイトを利用して女性の方が被害にあったという事例は、警察庁の方で発表されており、今年が最高であったということでもあります。

4月25日の中日新聞にも載っておりましたが、県内ですと132名の18歳未満の方が被害に遭い、17歳が35人、16歳が38人、15歳が28人、14歳が18人ということで非常に低年齢化が進んでいます。

また、フィルタリングの利用率については、内閣府が年一回調査をして評価をしています。昨年11月の調査では、小学生が27.8%、中学生だと47.4%、高校生だと46.1%ということになっています。この理由としては、フィルタリングをかけるとSNSができないとか動画サイトが見られないということがあって、加入の促進ができていないのかと思います。

県としましても、スマートフォン教室というものを平成26年度から開催しておりますし、携帯電話の販売業者、販売店にもフィルタリングの利用率を増やして欲しいと直接問いかけていきたいと考えています。その中で、審議会の御意見も踏まえて、販売業者等と交渉していきたいと思います。料金については、中々困難かと思いますが、フィルタリング利用率向上に向けた取組をしていきたいと考えております。

【委員】

ここが一番難しいところですが、フィルタリングをすると値引きになるようにしてもらわないと、フィルタリングをかける人は増えないのではというところを、どういう形で上手に提案していくかということだと思います。

【会長】

事務局は参考にさせていただきたいと思います。

【委員】

重なるところもあるのですが、携帯・スマホにおける事件や、いじめなど色々問題はあります。県警でそういう携帯・スマホから青少年が犯罪に巻き込まれ

ているような件数とか、事例を把握していればお伺いしたい。

【事務局】

昨年、一番問題になったのは、コミュニティサイトを利用して児童買春等の被害に遭うということが増えているという実態です。県内につきましては、平成28年度中にコミュニティサイトに起因した事件ということで194件を認知しております。被害児童数は130人になります。

昔のような出会い系サイトは減っておりますが、コミュニティサイト、いわゆるSNSに起因して青少年が色んな事件に巻き込まれ、件数も増えています。

【委員】

ありがとうございます。それでは、学校教育関係の方にお伺いします。学校における携帯・スマホ等のいじめとか問題とかを聞いたりするが、実態はどうか。

【事務局】

学校現場でのいじめの件数等を持ち合わせておらず、また、公表もしていないと思います。今の御質問とは少し違いますが、内閣府では、10歳未満の子どものインターネットの利用に関する実態調査を行っています。

年齢別では、子どもが子育てアプリでインターネットを利用しているというのもあり、1歳で9.1%、2歳で28.2%に急増し、9歳だと65.8%がインターネットを利用しています。その間の中で、トラブルにあった経験はあるか選択肢で聞いており、不適切なサイトにアクセスしてしまったというものが3.6%、知らないうちに課金されてしまったというものが1%となっています。

【委員】

こういった質問をさせていただいたのは、現場ではニート・ひきこもりの子が多かったり、負の連鎖に繋がったりする中で、学校に行けなくなった理由が友達からのいじめとか、ちょっとしたことであったりするからです。今までのコミュニケーションは顔を見てやりとりしてしていました。スマホとか携帯の普及によって、いじめのほか、コミュニケーションがうまくいかなくて心が傷ついたとか、家庭の中でも中々言い出せないとかいった問題が起きています。学校の中でも、どれくらいの子達が持っているか分かりませんが、今のパーセンテージを聞くとかなりの子達がスマホ・携帯でインターネット、SNSを使っている数字になっています。今後、青少年が育つ中で、ちょっとしたコミュニケーションのやりとりを間違っ、社会に適応できなくなる子達の割合が増えていくのではないかと懸念があります。そういったことが今後大きな問題になるのではないかと考えています。

【会長】

ありがとうございます。他に何かございますか。

【委員】

DVのシェルターに勤めておりますが、色々な背景のある子ども達もいます。警察の方や子育て支援課さんの方で応援していただきながら生活している子もいます。中には、被害を受け、相手を訴えたいという子もいますが、そういった内容は子育て支援課さんの方で相談に乗っていただけることなのではないでしょうか。

【事務局】

犯罪の被害者ということであれば、一義的には警察の方で、御相談されておられるということではないでしょうか。

【委員】

まだ、いまからです。

【事務局】

事件の被害ということであれば、事件相談ということも兼ねまして、地元の警察署へ相談していただければ結構かと思います。

【会長】

他に何かございませんでしょうか。

【委員】

スマートフォンについて、様々な御心配の御意見がありましたので、名古屋市の取組を御紹介します。子ども青少年局の取組ではないので、あまり詳しく御紹介はできませんが、名古屋市の教育委員会で生徒会サミットというのをやっております。すべての中学校ではありませんが、生徒会が集まって、子どもを取り巻く問題について、子ども達が話し合うというものです。4つの分野に分かれて分科会をした中で、SNSリテラシーという分野を子ども達が設定し、スマートフォン、携帯電話の正しい使い方について、話し合いました。

名古屋市でも対策として、もっと規制をすることはできないかというような御意見も伺いますが、フィルタリングというのは親が管理することです。規制をするという方法よりも、子どもたち自身が正しい知識を身につけていくというのもひとつの大きな対策ではないかと思います。

子どもたちがSNSを使うと、既読無視になるのが一番辛いとか、まだ文章も上手に書けない中で、言葉のやりとりで取り違えてすごく傷ついたりとか、そういったこ

とをそれぞれの分科会で寸劇にまとめたり、それをまた各学校に持ち帰って、こういったところを一番注意しなくちゃいけないよと周知する。その中で、自分の写真を投稿することはとても危険だということも、子どもたちの中から出てきております。そういった取り組みも始まっておりますので、それもひとつ、有効な手段ではないかと思い、御紹介しました。

【会長】

ありがとうございました。他の委員の皆様、何かありますでしょうか。

【委員】

SNSは災害時等はとても役に立つツールであるので、なんでもかんでも、子どもを危険なところから切り離していこうという方向ばかりではなく、それにも有益なところがあるというところもちゃんと伝えていくべきかなと思っています。

【会長】

ありがとうございました。他の委員さんから何かコメントございますでしょうか。

【委員】

弁護士会でも、特に名古屋市の小学校さんからの申し込みを多くいただいておりますが、いじめの予防出張授業というものを各小学校、対象としては小学校6年生から中学校2年生を対象に、弁護士会の弁護士を講師として、クラスごとに授業をやっていきます。その中で、学校の現場の先生からは、今までお話に出ましたように、SNSでのいじめについても取り扱ってほしいという要望をよくいただきます。

ただ、小学校でその話題に触れようかなと思って聞くと、携帯電話そのものを持っていない方が多く、トラブルとしては中学校で多発しているのかなという印象を受けています。SNSでのいじめもそれがなかったころのいじめも、根本はあまり変わっていないのかなと思います。ただ、大人から見えにくくなっているという点が違っていると思います。例えば、「これかわいくない？」というような書き方をしたら、「かわいくない。」という風に相手にとられ、その子が私を非難したということで、その子だけがはずされて、別のグループでその子の悪口が広まったというような事例があると聞いたことがあります。結局は、その言葉の行き違い、相手にどう伝わるかということ子どもが分からないまま、それを使っているというところに問題があるように、実際にお聞きして思います。やはり、その言葉の使い方、ツールとしてのSNSの使い方を、身近な保護者や学校の先生が伝えていくことが重要かと感じています。

【会長】

ありがとうございました。他の委員さん、いかがでしょうか。

【委員】

私の子どもたちを見ている、スマートフォンの利用には沢山の問題があると思います。SNSで個人名を出すとか、自分の写真を載せるとか、そういうのを見ていると怖いと思います。学校でも、指導・講習があったり、PTAでもイベントがありますが、本当に聞いてほしい方には中々聞いてもらえていません。学校で講演会をしても、いつも同じような方しかみえず、この子の親に聞いてほしいのに、という方が来てくれないということをととても残念に思っています。

昔のように自宅に電話してお友達と約束をするということは無くなってきていて、スマホで約束をしています。そうすると、持っていない子は誘われなくなります。

携帯を持つ年が随分低年齢化しているので、どうなのかなと親として見えています。フィルタリングにしても、親任せになっていると思います。そうではなく、例えば、携帯を買う際に、強制的にフィルタリングがかかっている状態にしてお渡しいただけると安心かと思います。

【会長】

他の委員さんから、コメントとか御質問はありませんでしょうか。

【委員】

業者がフィルタリングの説明をする義務というのがあるが、使用者が未成年者だというのはどうやって把握しているのでしょうか。

【事務局】

契約の際に、使用者が子どもであることを申し出ていただくのが現状です。青少年インターネット環境整備法の中でも、保護者の方が子どもさんに使わせる場合には、お子さんが使うということを申し出なければいけない等の規定があります。ただし、強制力はありませんので、例えば保護者が自分で使うと言って契約し、その後に、子どもが保護者の携帯電話を借りて使うような場合は、携帯電話販売代理店も把握できません。

ただし、申告があった場合、大手3社をはじめとする業者の方は、独自の基準で、フィルタリングの説明をしており、保護者の方がどうしてもフィルタリングは必要ありませんと拒否した場合には、保護者からその理由を書いた書類を徴収するなどの手続きが定められております。

【委員】

結局は保護者の自己申告ということでしょうか。

【事務局】

例えば、家族割の適用など、子どもが使うという前提で契約をされる場合などには、業者も契約をする段階で子どもが使うということが分かります。こういった契約をする場合には、フィルタリングについて説明できますが、保護者が自分で使うと言って契約し、子どもに貸し与える場合は、業者も把握できないと思います。

【委員】

携帯電話の名義が使用者とイコールではないということですよ。実は、私はスマホを何回か買っていますが、使用者について一度も聞かれたことが無いと思います。資料には使用者の年齢確認の有無と書いてありますが、顔を見て決めているのでしょうか。例えば、私の場合、孫が使うとか、あり得ると思いますが、聞かれたことはありません。ですから、フィルタリングを業者が説明云々というよりは、保護者に直接働きかける方法の方が良いと思います。今はそれがちょっと弱いと思います。

例えば、テレビを見ていてもそういうことについては何も放送していません。テレビというのはマスメディアで一番接続しやすいものですが、フィルタリングについてコマーシャルと同じように流れるということもありません。未成年が使うと面倒くさい手間が増える。買う方としたら、それを言うと色々と別に説明されたり面倒になる。それならば言わないでおこうという風になるのではないのでしょうか。

今の方法が悪いというわけではないですが、業者に負担が掛かっている割に効果はどうかと思います。もう少し、保護者に積極的に働きかけることを考えた方がいいのかなと思います。

【事務局】

仰られるとおりで、いくら法律で規制しても、いくら業者の方でマニュアルを作って指導していても、保護者の方にそういった意識、いかにインターネットで危険な目に自分の子どもが会ってしまうかということを理解していただかないと、フィルタリングの利用率は進まないと思います。

そういった背景も踏まえ、愛知県では平成26年度からスマホ教室を開催し、保護者の方に、スマートフォンで子どもがいじめやSNSで知り合っ性被害にあうなど、いかに簡単にさらされてしまうのかということを啓発する事業をしております。

一番のフィルタリングは親御さんの目だと私どもも考えており、引き続き、そういった保護者向けの啓発には力を入れたいと考えています。

【会長】

ありがとうございました。他の委員さんから何かコメントございますでしょうか。

【委員】

いつも思うことですが、聞いていただきたい人には中々聞いていただけません。いくらこういうことをしますと言っても、出席していただけなかったら何も伝わりません。私たちも色々な研修会をしたりしますが、本当に聞いてほしい人には中々出てきていただけないのが現状です。いくらこちらで旗を振っていても、届かないところにはどうしても届かないので、非常にもどかしい思いをします。これは切実な問題で、業者がいくらどうしようとも、県がどう言おうと、警察がどう言おうと、聞く耳の無い人にそれを聞いていただくほど難しいことはありません。そう思うと、確かに災害等では必要ですが、子どもにまで必要なのかと考えてしまいます。

別に、一つ、お聞きしたいことがあります。例えばお孫さんが万引きをしているグループに属しているのではないかと危惧をしている人がいるとして、それを学校には言えず、かといって、息子たちにそれを言えば、今度は家庭の中がギクシャクしてしまうので非常に人には言いにくというような場合ですが、こういうときに何か、上手に伝える方法というのがありますでしょうか。

【事務局】

まず、お孫さんの万引きの件をおじいちゃんかおばあちゃんが、どういう風に知ったのかが重要です。実際にやっているのか、やっていないのか、それを把握する必要があります。その上で、お孫さんの性格や、子どもさんの性格などについても考えなければいけない問題です。家庭の中の人間関係も重要です。もし万引きグループに入っていて、そういう行為に加担させられているということであれば、やはり、早い段階で警察をはじめ、法律相談等に行かれて、法律的なきちんとしたアドバイスを受ける必要があるかと思います。一步間違えば大きな犯罪や被害が懸念されますので早い段階で把握し、指導をしていかなければいけない問題であると思います。

また、どうしてそういうグループに入ってしまったかという問題もあります。家庭の中での問題から逃げるため、そういうグループに居場所を求めたケースもあります。こういう問題は第三者的な目で見ながら、何が原因でお孫さんがそういう行動をとってしまったのかと考えることも大切です。

【委員】

ありがとうございます。第三者的な機関に相談するようなどころはありますか。

【事務局】

万引きは窃盗です。そういう行為をしているということであれば、警察も窓口になるかと思えます。他に色々な要因も考えられるので、何が原因でお孫さんがこういう行為に走っているかというのをまず考えていただくことが大切です。匿名でも相談できる窓口もあります。

複数の窓口がありますので、窓口を見極めて、御相談に行かれるといいかと思えます。家庭の問題を一人で悩んでいても中々解決はできませんので、そういう第三者機関というのをどんどん活用いただけるといいかと思えます。

【委員】

第三者機関というのは警察の他にどんなところがありますか。

【事務局】

原因が何かというところが重要です。例えば、お父さんお母さんの不仲や経済的な問題など、色んな要因によるストレス等も考えられます。万引きという単語しか分かりませんが、原因動機が何かというところで窓口は変わってくるかと思えます。

【委員】

もしそのお子さん自身が、いわゆる万引きという行為に関わっているのであれば、当然、そのまま警察に相談すれば、そのお子さん自身が検挙の対象になってくる可能性もあるということに心配されていると思います。ただ、少年課の警察官の方なんかは状況を把握して相談に乗ってくださる場合もあるので、必ずしもいきなり検挙という形にはならないこともあります。弁護士会でも、毎週土曜日に、基本的には電話相談の子どもの人権相談というのをやっており、子どもの権利委員会という子どもの問題を中心に取り組んでいる弁護士が当番制で朝から夕方まで待機しており、匿名でも相談に乗ります。

ただ、今のお話の限りでは分かりませんが、そのお子さん自身がどうされたいのかがやはり一番だと思います。お孫さんの問題で、おじいさんかおばあさんが心配され動いているだけでは解決しません。例えば、そのお孫さんが、お父さんお母さんに話すとギクシャクするというのであれば、どうしたのというように働きかけて、一度そういう相談ができるところもあるから、一緒に相談に行ってみようかと話してみるとよいのではないのでしょうか。弁護士会では面談相談もやっていますが、来ていただくと、実はそれがいじめの一貫であったということもありました。愛知県の方も言われたように、何でそういうことになっているのかを見極めるためにも、一度そのお孫さん自身がどうしたいかということを見極めて、お孫さんを伴って、相談に行かれることがベストでは無いかと思えます。お孫さんの意思を離れて周りの方が動かされても結局は解決しないことが多いので、おじいさんなりおばあさんな

りとお孫さんと一緒に子どもの人権相談等に来ていただければ、弁護士会の方でも対応できます。もしかすると警察でも相談に乗っていただけるかもしれませんし、それはお子さん自身がどうしたいかというのを一番先に見極めていただくことが重要では無いかないかなという風に思います。

【委員】

ありがとうございました。

【会長】

ありがとうございました。他に何かコメントございますか。

【委員】

以前から、書籍だとか有害玩具だとか、色々取り上げられて、今、ほとんどの調査では条例の違反がゼロになってきています。業界も以前はエアガンで人に当たって問題になったこともありましたが、10歳以上、18歳以上等と規制をかけて、業界自体が青少年育成というものに関して協力してきました。花火も一部有害玩具にあげられましたが、傷害など、色んな刑事事件にもなりますので、そういった部分でも業界が非常に力を入れてきました。行政も公園ではダメだから、キャンプ場もダメだからといって、花火をやる場所が無くなり、そういう意味では規制はとれているんじゃないかなという感じはします。

携帯の問題に関しては、やはり委員の中に業界関係者がいないというのが、中々解決できない原因であるのではないかと思います。エアガンの時も、これは18歳以上はいいよとか、10歳以上のものに関しては、親も責任を持っていただくということで親のサインも必要になどの基準もできました。18歳以上でも、未成年であれば、親のサインが必要だと。もし傷害になった場合には、親が責任を負うと署名をもらって販売店が販売しています。親がそこまで責任を取れないとなれば、販売はしません。こういったことで、今は青少年によるエアガンを使用した傷害事件はほとんどなくなってきているかなと感じます。業界でもそれだけ協力はしてきましたし、努力もしてきました。

今、皆さんの問題になっている携帯に関しては、やはり、業界自体がどういう風に青少年を育成していくかということ話し合わないことには、ここで議論しても、解決しないのではないかなという気がします。是非、SNS等の携帯の部分が非常に問題になっているということ自体を公にして、もう少しこの審議会をうまく運営できたらいいんじゃないかなという気がします。

【事務局】

携帯電話販売業者に対して、事務局としても強く要望していかなければいけないと思っています。審議会のメンバーというお話もございましたが、その辺につきましても勉強していきたいなと思っています。

【会長】

他に御意見いかがでしょうか。

それでは、大変多くの質問をいただきまして誠にありがとうございました。

事務局は、ただいまの委員からの御意見御質問を今後の参考にしていただきたいと思えます。

委員の皆様方には、議事の運営に御協力いただき、また、貴重な御意見をいただきまして、誠にありがとうございました。

【司会】

これをもちまして、「平成 29 年度第 1 回愛知県青少年保護育成審議会」を閉会させていただきます。ありがとうございました。

以 上